



# リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所  
弁護士 中馬 康貴  
(兵庫県弁護士会所属)



## 第125回 直前チェック 改正個人情報保護法（その1）

### 1 間もなく改正法が施行されます

改正個人情報保護法の施行日が本年4月1日に迫っています。改正点は多岐にわたりますが、本稿では「法改正に伴うプライバシーポリシー改訂の留意点」を取り上げます。

### 2 保有個人データに関する情報提供事項の追加

個人情報取扱事業者は、本人が開示請求等により自らの保有個人データに適切に関与できるようにするため、事業者の氏名等、所定の事項を「本人の知りうる状態」に置くことが求められています。法改正により情報提供事項が追加されました（改正法32条1項）。主な項目は以下のとおりです。

- ・個人情報取扱事業者の住所
- ・個人情報取扱事業者である法人の代表の氏名
- ・保有個人データの安全管理のために講じられた措置

そして、「本人の知りうる状態」に置く典型例がプライバシーポリシーに明記することです。プライバシーポリシーの記載を見直す必要があります。もっとも、「本人の知りうる状態」には「本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合」を含みますので、自宅兼事務所であるため住所の公表が躊躇われる場合等、何らかの事情でプライバシーポリシーに記載することが妥当でない場合には、プライバシーポリシーには記載をせず、遅滞なく回答する体制を整えておくことで足ります。

### 3 共同利用に関する情報提供事項の追加

個人データを他社と共同利用する場合、共同利用する個人データの項目、共同利用者の範囲、利用目的及び管理責任者の氏名名称を、本人に通知するか、本人が容易に知りうる状態に置く必要がありましたが、法改正に伴い、管理責任者の情報提供事項の項目に「住所」及び「代表者の氏名」（法人の場合）

が追加されました（改正法27条5項3号）。

なお、2の場合と異なり、「容易に知り得る状態に置くこと」に「本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合」が含まれないことに注意が必要です。

### 4 利用目的の詳細化・点検

個人情報の取得にあたっては利用目的の通知又は公表が求められているため（改正法21条1項）、プライバシーポリシーにおいて利用目的を明記している例が多いと思います。そして、利用目的はできる限り特定しておく必要があるところ、改正法と同時に施行されるガイドラインにおいて、「本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、個人情報取扱事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない」とされ、利用目的の詳細化がより求められることになりました（ガイドライン通則編3-1-1。なお、ガイドラインには具体例も記載されていますので、ご確認いただければと思います）。

この点は改正法と直接の関係はありませんが、現行のプライバシーポリシーに記載されている利用目的について、①その記載が抽象的ではないか、②実際の利用状況との間にずれはないか、この機会に再点検いただければと思います。

### 5 条文番号のずれ対応

その他、個人情報保護法の条文番号を引用しているプライバシーポリシーを見かけることがあります。しかし、改正法の施行に伴って条文番号にずれが生じることになるため、該当箇所を改正後の条文番号に修正するか、条文番号の引用を削除する等の対応が必要です。